

セルフプランをご利用の方へ

Pick UP 01

セルフプランとは

児童通所サービスや障害福祉サービスのご利用にあたって、「こんなことに困っている」「こういう支援を受けたい」「これくらいの頻度で利用したい」など、サービスの利用計画書をご自身やご家族が作成することをいいます。サービスを利用するためには、利用計画書が必要になります。

Pick UP 02

セルフプランの様式

- (1) 社会福祉課の窓口・各地域振興局の市民福祉課の窓口でお渡ししています。
- (2) 豊岡市のホームページからダウンロードもできます。
 - ▶ 豊岡市ホームページ → 「暮らし・行政」をクリック → かんたん検索欄の「障害のある方へ(青字)」をクリック → 障害福祉サービス欄の「児童通所サービス」をクリック
 - ▶ URL から検索
<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/fukushi/1018537/1018540/1018604.html>
 - ▶ バーコードリーダー読み取り



Pick UP 03

サービスの更新と変更

- (1) 更新の場合
サービスを更新する場合は、新しいプランが必要となります。サービスの更新申請（更新の時期に市から案内）とあわせて、セルフプランをご提出ください。
- (2) 変更の場合
サービスの内容や量を変更したい場合は、サービスの変更申請とあわせて、新たにセルフプランを作成し、ご提出ください。

セルフプランをご利用される方の相談窓口

北但広域療育センター相談支援事業びあほくたん 〒668-0065 豊岡市戸牧 1029-11 電話 0796-37-8777 FAX 0796-22-8811	豊岡市障害者相談支援事業所 〒668-0046 豊岡市立野町 12-12 電話 0796-26-6060 FAX 0796-26-6070
---	---

「セルフプランの作成方法」「どのような事業所があるのか」「どういった支援が必要か」など、幅広いご相談に対応しています。お気軽にご相談ください。